

会員の声!

臨技法の第 1 条と技師会の名称について…

会の名称から「衛生」の二文字は外せない!

表 1 目的規定(第 1 条)の変遷

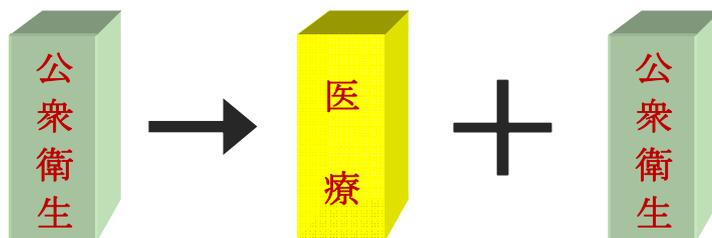
官報	題名	略称	第 1 条
第 9399 号 (昭和 33 年 4 月 23 日)	衛生検査技師法	衛技法	この法律は、衛生検査技師の資格を定めることによりその資質を向上させ、もつて 公衆衛生 の向上に寄与することを目的とする。
第 13024 号 (昭和 45 年 5 月 21 日)	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	臨衛技法	この法律は、臨床検査技師及び衛生検査技師の資格等を定め、もつて 医療 及び 公衆衛生 の向上に寄与することを目的とする。
号外第 96 号 (平成 17 年 5 月 2 日)	臨床検査技師等に関する法律	臨技法	この法律は、臨床検査技師の資格等を定め、もつて 医療 及び 公衆衛生 の向上に寄与することを目的とする。

注) 臨技法では旧仮名遣い(歴史的仮名遣い)が用いられており、「もつて～」は「もつて～」と表記されています。

注) 「衛技法」、「臨技法」等の略称は正式に定められているわけではなく、便宜上、一般に用いられているものです。

注) 法律を公布することは天皇の国事行為(憲法第 7 条)であり、方法については『官報をもってせられるもの』(最高裁判所昭和 32 年 12 月 28 日大法廷判決)と解されています。

臨技法の目的(大目的)は
一本柱(公衆衛生)から
二本柱(医療+公衆衛生)へ



資料 1 会議録

昭和 33 年 3 月 5 日(衆議院)社会労働委員会

八田貞義(衆議院議員): わが国におきまして、保健衛生上の危害防止のためにも、医師の診断業務のためにも重要な基礎資料を提供するものは、衛生検査の技術者でありまして～(略)～これらの技術者につきましては、現在何らの身分上の法的規制が加えられておらず、正規の職業教育を経た者も少数でありまして、その**資質の向上**は心ある識者によって強く要望されております。このような状態にかんがみ、衛生検査技師の資格を定めることによりその資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与しようとするのがこの法案を提案いたしました理由であります。

昭和 33 年 4 月 1 日(参議院)社会労働委員会

八田貞義(衆議院議員): 結局は、現段階における**資質の向上**ということが**非常に急務である**という考えから、とりあえず資格を定め、名称の独占を認めることにとどめたわけでございます。

昭和 40 年 2 月 18 日(衆議院)内閣委員会

神田博(厚生大臣): 衛生検査技師に関する事務は現在、**公衆衛生局**の所掌事務となっておりますが、近年、医療における衛生検査業務の役割が重要性を増し、衛生検査技師の大部分が医療機関に勤務している実情にかんがみ、衛生検査技師に関する試験その他の事務を**医務局**において、医師、歯科医師その他の医療関係者に関する事務とあわせて一元的に行なうこととしたのであります。

注) 「公衆衛生局」、「医務局」という局名は当時のものです。

1. 「衛生」の二文字は外せない

『衛生検査技師の資格は、廃止することとした』¹⁾のを受けて、都道府県技師会のなかには、会の名称から『衛生』を外したところが少なくないと思います。実を言うと、私も以前は衛生という言葉が削除するのに賛成でした。しかし、臨技法の第 1 条(表 1)について調べていくうちに、『**衛生の二文字は外せない**』という思いが強くなってきました。私は、会の名称から『衛生』を削除してしまうと、**何か大事なものを失ってしまうような気がするのです。**

2. 「衛生」とは何か

漢和辞典によると、衛生の『衛』には『まもる』²⁾という意味があるので、衛生の本質は『生命をまもる』ことにあると解されます。ちなみに、公衆衛生の専門家によると、衛生とは『英語の health, sanitary, hygiene, welfare, prevention 等、幅広い内容を包含する日本語』³⁾ だそうです。このように『衛生』には深甚の意味があるので、**会の名称から『衛生』を削除してしまうと、活動のフィールド(領域・分野)を自分たちで狭めてしまうことになるのではないのでしょうか。**逆に言うと、『衛生』を残すことによって、我々が『臨床』だけではなく、幅広い衛生活動に取り組んでいることをアピールできると思うのです。

3. 目的規定について

臨技法の第 1 条は、臨技法の目的を述べた目的規定です。目的規定は、『その法令の各条項を解釈する際の指針となる』⁴⁾もので、立法者の思いが込められているので、条文のトップ(第 1 条)に置いてあるのです。

4. 資質の向上について

衛技法の第 1 条に『その資質を向上させ』と謳ってある理由を会議録(資料 1)から探ってみると、当時は技術者の資質の向上が『心ある識者によって強く要望され』、資質の向上が『非常に急務である』と考えられていたからだと思われます。ところで、衛技法から臨衛技法への改正時に『その資質を向上させ』という言葉が削除されたのは、技師の資質が向上したからでしょうか? もしそうだとすれば、我々にとって“面目躍如”といったところですね。

■文献

- 1) 官報(号外第 96 号)平成 17 年 5 月 2 日
- 2) 漢語林、391、大修館書店、1996 年
- 3) 大前和幸: 労働衛生管理(Vol. 21 No. 1)、2、全国労働衛生団体連合会、2010 年
- 4) 山本庸幸: 実務立法技術、72、商事法務、2006 年

【新屋 博明】